

## 会計年度任用職員制度の導入に伴う財政措置を求める意見書

地方自治体の臨時・非常勤職員は、多様化する行政需要に対応するため、さまざまな分野で任用されており、地方行政の重要な担い手となっています。

しかし、臨時・非常勤職員の任用及び勤務条件等に関する取り扱いは不明確であり、地方自治体ごとに異なる取り扱いをしているのが現状です。

このような状況を受け、適正な任用及び勤務条件等を図ることを目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月11日に成立し、新たに一般職の非常勤職員として会計年度任用職員が法律上制度化されました。

制度の導入により、会計年度任用職員に期末手当が支給されるなどの処遇改善が図られますが、地方自治体では制度導入に伴う関係経費を措置する必要があることから、財政運営に大きな影響を及ぼさないための財源の確保が必要となります。

よって、国におかれては、下記の事項について実施されますよう強く要望します。

### 記

- 1 会計年度任用職員制度の導入に伴い新たに支給する期末手当等の人件費をはじめ、関係経費に関する国の財政措置を早期に明確にし、必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年10月2日

上田市議会議長 小林 隆 利